

(裏面)

## 県営住宅模様替え承認条件

1. 模様替えについては申請書に添付された設計書により専門業者に工事を委託すること。
2. 模様替えによる費用およびこれにより生じる損害はすべて申請者の負担とする。
3. 住宅明渡しの場合は、申請者の負担により現状に回復すること。
4. 契約電気の増量については、事前に電力会社に連絡して工事を施行すること。  
(なお、貴住宅の契約電気量の最大は Aを限度とする。)
5. 北側窓の手すりにクーラーの屋外気を設置しないこと。また、壁にクーラースリーブ用の穴を開けないこと。
6. 光ケーブル契約解約時及び退去時には、必ず申し込み先へ解約等の手続きをすること。
7. 光ケーブル申し込み先との契約内容トラブルは、一切責任を負いません。
8. 光ケーブル契約の際には必ずマンションタイプを選択すること。
9. 各戸への配線はP S内部を通すこと。
10. その他